

令和7年6月9日

草津市議会議長 西村 隆行 様

文教厚生常任委員会
委員長 中島 美徳

令和7年度文教厚生常任委員会研修結果報告書
標題の研修結果は、下記のとおりでありましたので報告いたします。

記

1. 期 間 令和7年5月21日（水）～5月22日（木）
2. 日 程 5月21日（水） こども家庭庁〈東京都千代田区〉
午後1時30分から午後3時まで
・「こどもまんなかアクションについて」

5月21日（水） 文部科学省〈東京都千代田区〉
午後3時30分から午後5時まで
・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）について」

5月22日（木） 学びの多様化学校 みらい学園中等部〈東京都大田区〉
午前9時30分から午後11時30分まで
・「学びの多様化学校（みらい学園中等部）および大田区不登校対策アクションプランについて」
3. 参加者 委員8人、執行部職員2人、議会事務局職員1人
委員長 中島 美徳 副委員長 藤本 晶
委 員 服部 利比郎 田中 詩織
遠藤 覚 西垣 和美 杉江 昇
<同行> こども若者部副部長（総括） 松永 祐子
教育委員会事務局教育部副部長（総括） 安藤 智至
<随同> 議会事務局 中村 尚美
4. その他 詳細は別紙復命書のとおり

令和7年度文教厚生常任委員会研修復命書

令和7年6月9日

草津市議会議長 西村 隆行 様

草津市議会文教厚生常任委員会
委員長 中島 美徳

標題の研修結果は、下記のとおりでしたので復命いたします。

記

1. 出張の目的

草津市議会文教厚生常任委員会研修

2. 出張先

東京都千代田区（こども家庭庁・文部科学省）、東京都大田区

3. 出張の経過

■令和7年5月21日（水） 13:30～15:00 こども家庭庁

○「こどもまんなかアクションについて」

■令和7年5月21日（水） 15:30～17:00 文部科学省

○「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）について」

■令和7年5月22日（木） 9:30～11:30 東京都大田区

○「学びの多様化学校（みらい学園中等部）および大田区不登校対策アクションプランについて」

4. 研修出席委員名

（委員長）中島 美徳 （副委員長）藤本 晶

（委員）服部 利比郎 田中 詩織 遠藤 覚 西垣 和美 杉江 昇

5. 執行部同行者・随行者

こども若者部副部長（総括） 松永 祐子

教育委員会事務局教育部副部長（総括） 安藤 智至

議会事務局 中村 尚美

こども家庭庁〈東京都千代田区〉

発足年月日	令和5年4月1日
組織概要	こども家庭庁は、こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心となって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り替えていくための司令塔としての役割を担う官庁。

◎ こどもまんなかアクションについて

進行：長官官房総務課企画係 橋本係長

説明者：長官官房総務課企画官長官官房参事官（総合政策担当）付地方連携推進室
吉村室長

長官官房参事官（総合政策担当）付企画係、民間連携係 出下係長

長官官房参事官（総合政策担当）付企画調整係 井上主査

1. こどもの定義・こども家庭庁

- ・こどもの定義は、こども基本法において「心身の発達過程にある者」とされている。年齢で明確に区切るのではなく、切れ目のない支援が必要な全てのこどもを対象とする柔軟な定義である。
- ・こども家庭庁のスローガンは、「こどもまんなか」。常にこどもにとって何が最善なのかを考え、サービスを受ける側の視点に立った支援を重視している。また、制度の司令塔としての役割を担い、関係機関との総合調整を行いながら、地方自治体との連携強化を方針としている。

2. こども基本法

- ・「こども基本法（令和5年4月施行）」は、議員立法であり、こどもの権利を保障する上で基本となる法律である。「こども大綱（令和5年12月閣議決定・5年程度で更新）」は幅広いこども政策の全体についての基本的な方針や重要事項を定めた政府の取組をまとめたもの。政府での取組を「こどもまんなか実行計画（毎年更新）」、「自治体こども計画（こども大綱を勘案し、各自治体において策定をお願いしている）」において具体化している。
- ・こども大綱と同時期に、こども家庭庁のスタンスを示すために閣議決定した「はじめの100か月の育ちビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」がある。
- ・自治体こども計画勘案については、政府の施策の一部として計画策定依頼をしていると捉えられるかもしれないが、計画策定に意味があるのではない。住民やこどもという施策の対象を中心に見た中で、目指すべき姿が見えてくる。
- ・一年スパンではなく、計画的に実行しなければならないものについては、財源を確保。大きな方向性があるものについては連携し、議論することに意味があると感じている。

- ・計画が実行されているかどうかだけでなく、計画で掲げた目標に近づいているか、また、計画段階で想定した連携が実際に機能しているかどうかについても、しっかりと議論することが重要。
- ・基本理念の中には「夢」「愛」という言葉が盛り込まれており、こどもにどう向き合うべきかという理念が示されている。
- ・基本的な施策の中で特出しているのが、「こども・子育て当事者に意見を聞く」（11条）施策を講じるのであれば、当事者の意見を聞くことと規定されている。

3. こども・若者の声を政策に反映するために

- ・こどもの意見の聴き方については、ガイドラインを作成している。意見をフィードバックすることも大切なプロセス。少しでも、「どういう風に声を聴いている」ということを知らせることが重要であるということを示したものである。
- ・意見を聴取するための仕組みが「こども若者★いけんぷらす」。意見反映の方法について悩まれる自治体も多いが、手探りの中で何ができるかを考えて事業を実施して下さっているの、一步一步進んで、蓄積していただければと思っている。それをサポートする取組をこども家庭庁で行っている（職員をファシリテーターとして派遣）。

4. こども未来戦略の背景

- ・2030年には、少子化対策の分水嶺。若年人口が倍速で急減する。それまでに、少子化傾向を反転させることができるかを考えている。
- ・こども・子育て施策の課題は、どの様に取り組めばよいのか分からないくらい大きなテーマであるが、3つの基本理念をもって、課題に取り組んでいこうと決めたものがこども未来戦略。今後3年間の集中的な取組を定めたものが「加速化プラン」である。

【加速化プラン】（こども家庭庁提供資料「こどもまんなか社会」の実現に向けて）参考）

1	若い世代の所得向上に向けた取組	児童手当の拡充
		妊娠・出産時からの支援強化
		出産等の経済的負担の軽減
		高等教育費（大学等）の負担軽減を拡充
		子育て世帯への住宅支援
2	全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	切れ目なくすべての子育て世帯を支援
3	共働き・共育ての推進	育休を取りやすい職場に
		育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ・今年度は、こども未来戦略の加速化プラン、子育て施策を抜本的に拡充してきたものについて本格的に実施する段階である。このように拡充した支援策について住民に知ってもらい、使ってもらい、実感していただきたいところである。

5. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- ・制度を気兼ねなく利用するため、「社会全体にやさしい機運が広がる意識改革」が必要。こども家庭庁では、こども・子育てを応援する人を増やす、社会全体の意識改革を後押しする「こどもまんなかアクション」の取組を行っている。
- ・こどもたちのために何ができるかを考えて、取組を行い、その取組（アクション）を「#こどもまんなかやってみた」を付けてSNSで発信をしてほしい。SNSでの発信により、取組が可視化され、つながりが生まれることを我々は後押ししている。
- ・こども・子育てにやさしい地域づくりのために、自治体を主体としたリレーシンポジウムなども行っているが、様々な取組がつながり、面になることを願っている。



6. 質疑応答

- Q：こども基本法を地方へ伝えるために具体的にどのように進めていこうと思われているのか。また、財源確保などは県を通じてか、国から直接かを含めて伺う。
- A：こども基本法は、こどもの権利を保障するための基本的な理念を明確に示した法律であり、多くの重要な規定が盛り込まれている。中でも特徴的なのは、第11条「こども施策に対するこども等の意見の反映」であり、国や自治体がこどもやその関係者の意見を施策に反映させることを義務付けている。
- また、個別の施策を支えるための関連法も整備されており、「こども政策の加速化プラン」を具体化するための法改正も行われた。こども基本法は、こども政策の方向性を示すものであり、こども家庭庁をはじめとする行政機関が、施策を進める上での拠り所となる理念を明文化したものである。
- Q：こどもまんなか応援サポーターの財源支援の有無を伺う。
- A：本取組は、国が事業として依頼したり、財源を支援したりする性格のものではない。SNSなどでハッシュタグを用いて発信を広げることで、自発的な取組が各地で立ち上がり、可視化されてつながっていくことを期待している。同じ理念のもと、それぞ

れが良い取組を行い、共有していくことが重要である。

Q：KPIの設定内容や実施の評価、検証内容について伺う。

A：こどもまんなか社会の実現に向けた目標と指標の進捗状況について、EBPMシート（概要資料）を作成し、こども家庭審議会で評価・検証を行っている。加速化プランなどの少子化政策については、政策目標・KPI・施策の関係性を整理し、少子化対策KPIを取りまとめており、令和7年2月に公表予定である。こうした仕組みにより、少子化対策の評価・検証を行っている。

Q：18歳以降の支援について、国の制度設計上の考え方について伺う。

A：支援は、さまざまな法律や制約の中で個々に存在している。近年の法改正の中には、年齢による線引きではなく「認定」によって対象を決めるよう変更された例もある。制度間の接続が必要となる場面も多く、調整を要する。現時点で課題があれば聞かせてほしい。基本的なスタンスとしては、どれだけユニバーサル・シームレスに対応できるかが重要であり、できることとできないことはあるが、個別の声に敏感に対応していきたい。

Q：縦割りを排除するというこども家庭庁の立場において、「18歳以降の様々な困難を抱えた若者」に対して、こども家庭庁ができたことで横串を刺すという部分に変化はあったか。

A：こども基本法の制定により、「こども」という概念が従来よりも広がったと受け止めている。一方で、個別の具体的な取組の全体像を把握しているわけではなく、明確な答えは難しい。

「縦割りの打破」や「横串を刺す」といった表現は理念としては魅力的であるが、実際には制度の狭間で支援を受けられない人々も多く、制度選択が難しいという現実がある。ただし、支援に対する要望の声は、以前よりも行政に届きやすくなっていると感じている。その一方で、そうした声が現場の負担として跳ね返ってくる場面もあり、ジレンマもある。支援が十分に行き届かないことへの葛藤は強く感じている。

Q：都市部と地方における共働き世帯のニーズの違いについて、何らかの分析はされているか。

A：「共働きしたい」という意識や要因について、詳細な分析を行っているわけではない。ただし、東京都のような都市部においても、可処分所得が特段高いわけではなく、経済的な必要性を含めて共働きが一般的になっている。地方でも同様に共働き世帯が増加しており、都市部特有の動向というよりは、全国的な傾向と認識している。

男女平等が進展する中でも、出産に伴う物理的な休業を女性が担うという現実があり、結果として女性側の負担が大きくなりやすい。その点への不安や危機感を抱える家庭

も多い。共働き世帯が直面する課題には地域差があるものの、特に子育てや働き方の面で孤立しやすい家庭への支援が求められており、現状はそうしたニーズに慌ただしく対応している段階である。

Q：ネットワーク支援や学び合いの機会など、人材支援に関する国の取組や今後の方向性について伺う。

A：国としては、直接つながる人々だけでなく、その先にいる支援者や関係者とのネットワークの広がりを重視している。連鎖的なつながりによって支援の輪を広げること注目しており、多くの人に施策の趣旨を共感・賛同してもらうことを重視している。熱心に取り組む団体や著名な実践者にも積極的に働きかけ、情報共有や意見交換を行っている。また、計画の策定自体をゴールとせず、それを「道具」として活用し、策定後の運用・実行に重きを置いて、実効性のある支援体制の構築を目指している。

Q：こども条例について、自治体が自ら条例をつくっているところもある。自治体として、理念を明確にし、意義を持つことをどのように思われているか。

A：条例の制定は肯定的に捉えている。ただし、条例をつくること自体がゴールではなく、その後どのように活用し、理念を実現していくかが重要である。

Q：こども若者★いけんぷらすの取組で、多くの意見を集めているが、課題等を伺う。

A：取組としては良いが、意見を受け取る市は大変だと思う。良いことだから全て実行しようというのは大変ではないか。「できるようになるまでの段階や変化の方向性が合致していれば良い」という文化を根付かせていくと良いと思っているので、議員として、執行部を励ましながら進んでいってもらえれば良いのではないかと。

6. 所感

文教厚生常任委員会では、「こどもの居場所」「不登校や引きこもりの現状と対策」「少子化対策」「こども条例制定」といった「こども・若者」世代に焦点を当てて調査を実施しています。その様な状況の中で、「こどもまんなかアクション」を実行されているこども家庭庁にて、「こども基本法」や「こどもまんなか」などについて理念や取組を詳しく学ばせていただきました。

特に、こども家庭庁では、他の省庁とは異なり、独自で具体的な政策を打ち出して全国に広めるのではなく、各自治体からの問い合わせに応じて、様々な制度の狭間を埋めるためにはどの制度とどの制度を組み合わせればよいかということや、様々な相談に応じて各省庁との連絡調整など、きめ細かい支援に努めておられました。

また、当日は、詳細な資料を作成していただき、それをもとに丁寧な説明と丁寧にご対応いただけたことで、活発な意見交換ができ、大変有意義で実りのある視察となりました。

これを機に、調査中の項目について、さらに探究を進める契機となり、今後、具体的な提案を実現できるものと強く感じております。



文責 文教厚生常任委員会
委員長 中島 美德

文部科学省〈東京都千代田区〉

発足年月日	平成13年1月6日 〈中央省庁再編で文部省と科学技術庁が統合〉
概要	文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツ及び文化に関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする官庁。

◎ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLOプラン) について

説明者：文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導
上久保室長補佐（併）不登校対策専門官

1. 不登校とは

- ・不登校とは、1年間で30日以上欠席した児童生徒。何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況。
- ・学習指導要領上、年間授業週数は年間35週以上にわたって行うよう計画されていることから、週1日休むと不登校となる。
- ・不登校の状況について毎年文部科学省で調査・分析を行い、自治体にはCOCOLOプランの取組の実施をお願いしている。
- ・不登校保護者等の話では、学校の設置者が設置をしている教育支援センターにおいても「学校臭」があるため行き辛さを感じることもあると聞く。地域のこどもたちの状態を自治体で適切に把握し、それに対しての支援策やそれらに応じた環境整備を進める必要がある。

2. 不登校児童生徒への支援

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にしているのではない。学校内で、社会生活を経験しておくことが重要で、ここが不足すると将来本人に不利益が生じる可能性がある。この観点から、文部科学省は令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」を通知し、自治体や教育委員会に必要な支援の実施を求めている。
- ・鹿児島県の町で、3年間教育長を務めた。不登校支援に携わった際、保護者を巻き込まなければ、不登校の改善はできないと感じた。
- ・保護者同士の交流の場を設定することに対して、二の足を踏む自治体も多いと聞くが、国では、不登校児童生徒の保護者等に対する相談支援や不登校支援などに係る情報提供の必要性が高まっていることから、「保護者等への相談支援体制構築事業」を構築した。
- ・学校も教育委員会も不登校児童生徒の状態を把握し、対策を講じ、家庭環境が要因なの

であれば、福祉部門へつなげなければならない。環境整備や体制整備について、自治体へ伝えている。

- ・義務教育においては、保護者が子どもを通学させる義務だけでなく、教育委員会にも6歳から15歳までの子どもに対して教育の機会を提供する責任がある。不登校であっても「学びの保障」は不可欠であり、登校を促すための適切な支援も求められる。

3. 一人一人に応じた多様な学び

- ・子どもに応じた体制整備を国としても勧めているところであり、地方公共団体に対して、3分の1国が補助している。
- ・子どもは子どもなりに不登校の認識があるため、通常の学校に通う子どもと出会わないように、登校・下校時間を調整するなどの対応策が必要である。
- ・学校に担ってもらおうと業務負担になる部分については、教育支援センターなどに、オンラインの活用や訪問型支援などの機能を持たせることで、不登校の児童生徒の状態に合わせた対応が可能になる。
- ・学校臭をなくすという環境整備をはじめ、自治体が行政サービスとして何が提供できるかを考えてもらわなければいけない。

【不登校児童生徒の個々のニーズに応じたサポート体制整備】

(文部科学省提供視察資料「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「CO-COLOプラン」について」参考)

サポート体制	対象	対応
校内教育支援センター	学校に行くことができるが、クラスに入りづらい児童生徒	学校内の空き教室等を活用。児童生徒のペースに合わせて相談や学習のサポートが可能。緩やかに学校・学級に復帰する場として活用。
学びの多様化学校 (不登校特例校)	家から出ることができ、在籍する学校に行くことができない児童生徒	特別の教育課程を編成し、教育を実施することができる。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実したりしている。
教育支援センター	家から出ることができ、学校に行くことができない児童生徒	地域の教育委員会が開設。在籍校から配信の授業をオンラインで受講。支援員と共に個別学習を行う。
民間団体等		在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動などに取り組む。
オンラインの活用	家から出ることができない児童生徒	在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で受ける。
アウトリーチ支援		NPO等との民間団体とも連携し、教育支援センターから訪問支援を受ける。

4. 一人一台端末を利用した「心の健康観察」導入推進

- ・心の健康観察の実施を目指し、児童生徒の心や体調の変化を把握できるようなツールの導入を推進している。
- ・心の健康観察には強弱があることから、バロメーターとして活用が可能。察知したものを適切な支援につなげていかなければ、導入の意味がなくなる。
- ・端末は整備が進み、教育相談（スクールカウンセラー等）も体制があり、それらをリンクさせなければならないという議論を国で行っている。

5. 質疑応答

Q：フリースクールの在り方についての考え方を伺う。

A：「公の支配に属さないからこそできる支援がある」との声がある一方で、「不登校の子どもを支援しているのに、公が資金支援を行わないのはなぜか」との意見もある。フリースクールを長年経営してきた者からは、「一度学校から離れ、学校らしさをなくすことができるのは民間施設だからこそ可能」との声もある。

憲法第89条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されており、公教育は当初、公が提供するものとされていた。現在は、民間による教育も可能となり、学校法人として設立されれば、公の支配に属するものとして私学助成の対象となっている。制度が存在する以上、財政的支援を求めるのであれば、学校法人化が求められる。自治体によっては憲法解釈に基づき、フリースクールを公の支配下に置いた上で財政支援を行っている事例もあるが、この点に関しては省庁が介入すべき問題ではない。

Q：COCOLOプランにおけるこども家庭庁との連携内容について伺う。

A：8月末に文部科学省大臣本部を設置し、COCOLOプランの進捗確認会議を開催。こども家庭庁長官、文部科学大臣が出席した。

また、教育支援センターにおける障害児の受け入れ対応において、放課後等デイサービスが日中使用していない時間帯を活用し、一定の条件下で不登校の障害児の受け皿となるよう連携を進めている。

不登校への対応については学校が主たる担い手となるが、こども家庭庁においては、地域福祉の側から支えるモデル事業として、福祉部局にコーディネーターを配置し、地域の下支えを担っている。

Q：教員の負担軽減と専門職の配置について伺う。

A：給特法により教員の給与引き上げが行われた一方、業務改善の必要性も課題となっており、その一環として支援スタッフの導入が検討されている。文部科学省としても引き続き重要な政策課題と認識している。

ただし、導入した支援スタッフを実際に活用できるかどうかは、教員のスキルに大きく依存している。スキルの涵養や体制整備については、市町村単位での検討が必要である。

Q：不登校児童生徒の進路支援・学び直しについて伺う。

A：学校教育では、教科書に書かれていること以外の学びも重要である。学校は、発達段階に応じた社会性を身につける場であり、学校教育法もそれを求めている。教育委員会には、15歳以降の教育の重要性を理解していただきたい。不登校のこどもに対しては、社会性を身につけられる支援が必要であると考えている。

Q：公立小・中学校における校内教育支援センターの設置状況の資料から、草津市では、令和6年度から登校支援室に教育免許保持者を配置し、教室アシスタントではできない支援を行っているが、この点について文部科学省の考えを伺う。

A：ある市の教育長からは、「不登校対応は学校の自助努力で行うべきであり、校内教育支援センターの機能は教員加配の範囲内で対応すべき」との考えが示されている。例えば20学級ある学校には、担任以外に5～6名の教員が配置されており、その中で支援を行っているという。本来であれば校内教育支援センターにも正式に教員を配置できるのが望ましいが、現行制度では学級数に応じた教員配置が基本であり、支援センターはその枠外となっているため、今後の検討課題と考えている。

Q：文部科学省が示すスクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置時間が十分であるという認識を持っているのか。

A：カウンセラーが週2日確実に配置されることで、個別カウンセリングだけでなく、ケース会議への参加も可能となり、効果的であるという検証結果がある。加えて、教員へのアセスメントやフォローも実施できることから、最低でも週2日配置することが望ましいとする調査報告を受けており、その内容を参考にしている。

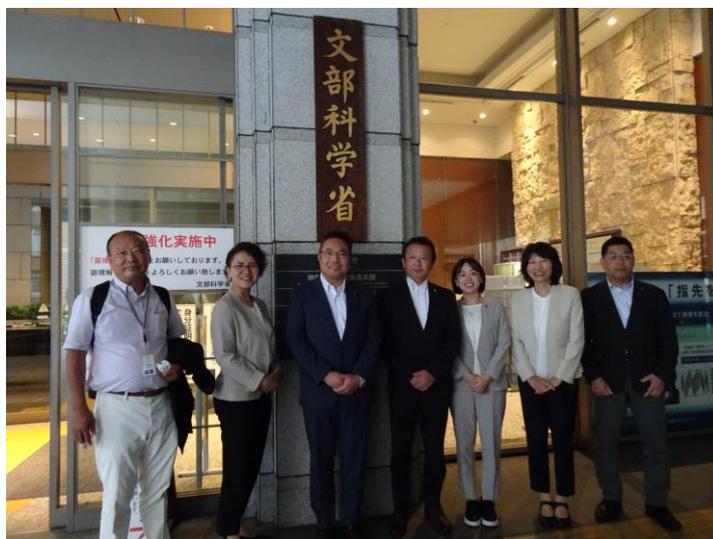
また、スクールカウンセラーの配置については、国として積算上の基準を示しているが、実際の配置は各自治体の判断に委ねられている部分が多い。

6. 所感

文部科学省では、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を制定し、多岐にわたる事業を展開されています。このプランの概要や不登校対策における国の支援、保護者に向けた支援について詳しく学ぶことは、今後の調査を進める上で非常に重要であると考え、文部科学省を訪問しました。

当日は、COCOLOプランの概要に加えて、具体的な取組事例や直面する課題について、詳細かつ丁寧にご説明いただきました。さらに、学校や自治体、家庭がそれぞれ担える役割についても事例を通じてご教授いただきました。それにより、活発な意見交換も行

われ、COCOLOプランについて理解を深めることができました。そして、本市における不登校や引きこもり対策を推進する上での重要なポイントについて、それぞれの委員がより明確に理解できたと思います。



文責 文教厚生常任委員会
委員長 中島 美徳

東京都大田区〈学びの多様化学校 未来学園中等部〉

人口等	744,037人 / 423,293世帯（令和7年5月1日現在）
面積	61.86km ²
概要	武蔵野台地の東南端に位置し、東京23区では最大の面積を持つ。低地部には金属加工などの工場が集積し、製造業事業所数は全国でも有数で、従業員9人以下の町工場が7割を占める。北西部には田園調布などの住宅地が広がり、人口は70万人を超える。

◎ 学びの多様化学校（未来学園中等部）および大田区不登校対策アクションプランについて

説明者：大田区立御園中学校 古川校長

大田区教育委員会事務局教育総務部指導課 清水指導主事

1. 未来学園概要

- ・中等部については、令和3年4月より旧池上図書館の1階を教育支援センター「つばさ教室 池上教室」として活用している。また、同施設の2階および3階は、御園中学校を本校とする「未来学園」として使用している。
- ・初等部については、令和6年4月より、旧大森東四丁目センターに教室を開設し、大森第四小学校を本校とする「未来学園」として運営している。
- ・つばさ教室は、在籍校への復帰を目標に登校。未来学園は、御園中学校の生徒になるという認識で、卒業まで在籍をする。
- ・特色ある教育活動の中、仲間と過ごすことが児童生徒にとって充実した経験となり、未来をつくる力として実を結ぶように教育活動を推進している。
- ・学びの多様化学校は、文部科学省の指定により設置。特別な配慮を要する生徒の実態に即した教育を実施するため、特別な教育課程の編成が認められた学校である。
- ・未来学園には、正規の教員が配置され、各教科の授業が実施される。学習指導要領の内容を適切に取り扱うことにより、教科書等を活用して授業を実施し、評価評定を付けている（通常の学校と変わらない）。
- ・教育活動にかかる費用は全て公費で負担されている。定員は各学年8人で、特別支援学級と同様の定数設定としているが、年度途中であっても随時入室を受け入れており、令和7年5月21日現在で49人の生徒が在籍している。

2. 中等部について

- ・授業実数の配慮は、各学年の年間総授業実数を1015時間から980時間に削減。総合的な学習の時間と特別活動の時間（キャリア教育）を実施している。
- ・周りを気にせず安心して登校できるよう、登校時刻を配慮している。
- ・開設から5年が経過し、卒業生が43人。全員が自ら進路選択し、希望校へ進学している。

る。その内、一人は進路変更しているものの、全員が継続をしている。

- ・従来の中学校像にとらわれない、「中学校らしくない中学校」を掲げ、こどもの意思を尊重する教育を実践している。御園中学校の本校は「中学校らしい中学校」。
- ・安心できる学びの場・居場所であるということが大事である。
- ・自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めるという理念のもと、学校がこどもに合わせることを重視し、こども自身の意思を尊重する学びの場である。
- ・5年間、ワークショップを実施しており、意見を吸い上げて今の学びのスタイルを確立している。

3. 初等部について

- ・中等部と同様に、児童が周囲を気にせず安心して登校できるよう、登校時刻に配慮している。早めに登校した場合でも、柔軟に対応できる体制を整えている。
- ・授業時間の配慮については、1単位を60分（通常は、1単位45分）とし、ゆったりとした授業時間の確保をし、学習機会の確保を目的としている。休憩時間を挟むなど、こどもに合わせた時間編成も可能。
- ・大田区独自の教科「おおたの未来づくり」をみらい学園初等部でも実施している。実社会で働く人を通して、困りごと等を聞き、解決策を考えたり、PR活動を行ったりし、地域活動の中で児童が自己肯定感を高めることを目的としている。
- ・個別学習の時間も実施しており、タブレット端末を利用し、他学年の学習の学び直しを含めて基礎・学習の定着を行っている。

5. 質疑応答

Q：大田区全体の不登校の現状把握の方法について伺う。

A：文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における出現率や復帰率を重視している。原因は多様であり、特定の要因に絞ることはできない。

Q：発達障害のコーディネーターとは別に、登校支援コーディネーターの配置はあるのか。

A：登校支援コーディネーターは別に存在しており、それぞれ異なる役割を担っている。教育現場では、特別支援教育、発達支援、登校支援など複数の支援体制があり、それぞれに応じた対応が求められる。

登校支援では、校内別室での個別学習支援や家庭への送迎などを行っている。たとえば御園中学校では、登校困難な生徒に対して当日配布物の届けなども実施している。また、みらい学園では支援員が授業に入って学習支援を行うこともある。

- Q：登校コーディネーターの登校支援における具体的な機能や役割を教えてください。
- A：登校支援コーディネーターは中学校教員が担っており、授業の一部を軽減して不登校支援に専念できる体制となっている。各学校に配置されている登校支援員の勤務時間を活用し、支援内容や運用方法の整理、校内別室（校内協力支援センター）の運営を主導している。みらい学園では、これまでの実践から得たノウハウを学校現場に共有し、支援体制の強化を図っている。
- Q：都教育委員会から配属された教員以外に、区としての加配教員の数や特例校としての配慮はあるか。
- A：教員配置は国の法律に基づく。みらい学園では本来の定数は3人だが、実際には4人が配置されており（各学級1人ずつ＋主幹教員1人）、一学級当たり40人まで受入可能なところを、教員1人につき8人対応としている。希望者は可能な限り受け入れており、区の職員も配置することで8対1の体制を維持している。
- 特例校のメリットとして教育課程の柔軟な編成が可能であり、キャリア教育の導入なども行っている。管理職が不在のため、校長・副校長を兼任しており、古川校長は週1回みらい学園に出向している。
- Q：フリースクール以外の学校との学力差はあるか。
- A：学習支援は手厚く行われているが、どの子どもも当初は不安を抱えている。もともと学力が高い子どももおり、私立や都立の進学校への推薦を受けて進学する例もある。子どもに合った学習を重視しており、授業は進めつつ、タブレットを活用した学び直しや個別学習も実施している。
- Q：クールダウン・ソーシャルスキルトレーニングの具体的な内容を伺う。
- A：中学校では下校時間が15時35分であり、他校の生徒と会いたくない生徒や残っていたい生徒が校内でゲームやおしゃべり、学習などをして過ごしている。特別なトレーニングは行っていない。小学校では保護者による送り迎えを原則としており、児童が学校で過ごす時間を長めに確保している。
- Q：入退室検討委員会における編入学審査の方法を伺う。
- A：教育委員会の指導課長、学務課長、教育センター所長、みらい学園校長、運営委員、教室主任教員、区の登校支援アドバイザーらが体験期間中の様子を確認し、元の学校の所見、本人の意思、保護者の意向を踏まえて協議する。
- 体験中に無欠席で、本人に意思があれば確実に受け入れている。欠席がある場合は、再聞き取りや再体験、つばさセンターでの個別学習を勧めることもある。元学校の校内教育支援センターの利用を提案する場合もある。

Q：連携の難しさについて伺う。

A：連携は難しい面もあるが、みらい学園の認知度は向上しており、送り出す学校・保護者・子ども側の理解も進んでいる。本人の意思が最も重要であり、教員も日々の研修を通じて子どもの意思を尊重する姿勢を深めている。

Q：スタッフには異動があるのか。

A：当初の教員は異動しており、御園中学校からの教員も異動がある。みらい学園から他の中学校へ異動した教員もあり、良い影響をもたらしている。御園中学校の不登校出現率は低下しており、早期発見・早期対応と併せて、不登校傾向が改善している。

Q：復帰率の定義について伺う。

A：30日以上欠席していたが、次年度に30日以上欠席しなかった子どもを復帰とカウントしている。出席率は、通学とオンライン授業への参加を合わせて算出しており、登校のみでの登校率は57.1%である。
成績は5段階評価で、課題提出などによる評価を通じて、自己肯定感の向上にもつながっている。

Q：大田区全体の不登校支援の波及はあるか。

A：様々な研修で話をしているが、東京都でも不登校支援の専門教員を各学校巡回できる仕組みをつくっているのが、区全体の不登校支援施策はどれも効果が発揮されると良いなと思っている。

Q：高校進学後の後追いはしているのか。

A：調査をしているわけではないが、卒業生に在校生向けに高校の話を聞いていたりする。後追い調査してみたいとは思っている。

Q：V.L.P（バーチャルラーニングプラットフォーム）はみらい学園も取り入れているのか。

A：V.L.P自体は東京都の取組。東京都の希望者に対してIDを付与して、スクールカウンセラーが運用しているので、みらい学園でも運用はできるが、現状使用者はいない。

Q：不登校から復帰するスピードについて伺う。

A：復帰のスピードは子どもにより異なるが、教員との距離が近く、子どもが相談しやすい環境であるため、教員が変化に気づきやすい。卒業生からは「みらい学園が安心できる場所だった」との声もあり、教員の熱意が復帰を後押ししていると感じている。

Q：みらい学園への希望者は増加傾向にあるか。

A：あまり変化はない。

Q：初等部を卒業後、地元中学校に戻ることはあるか。

A：今年度より、初等部卒業後にみらい学園中等部への進学を選択できるようになった。進学を希望する場合は、教員との面談で意思を伝える必要がある。

Q：不登校のアウトリーチを実施しているか。

A：基本的には各学校がスクールカウンセラーやソーシャルワーカーと連携して対応している。みらい学園では家庭訪問は実施していないが、保護者が来園し話を聞く機会は日常的にある。

Q：朝の迎えについて、大田区全体の取組か。

A：みらい学園では「迎えに行く」という取組は行っていない。他の学校では、登校支援員（有償ボランティア）による送迎を行っているところもあり、御園中学校がその一例である。

6. 所感

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）に指定されている大田区立御園中学校分教室「みらい学園」は、「キャリア教育」を実践するなど、特色ある取組を行っています。

当日は、「みらい学園中等部」にお伺いし、子どもたちの日常に寄り添いながら、授業の様子や休憩時間の姿、授業の流れを実際に拝見させていただき、多くの貴重な学びを得ることができました。また、通常は授業に使用している施設につきましても、開放いただき、丁寧なご説明をいただけたことに大変感謝しています。

さらに、視察に際しては、学校関係者の方々との活発な意見交換の機会もいただき、本市における不登校対策の次なるステップについて、より実効性のある施策の展開を提案できるものと感じました。この度の視察により、所管事務の調査が一層深まることと確信をしまして、委員長所感とさせていただきます。



文責 文教厚生常任委員会
委員長 中島 美德